

# 名張市解体工事履行確認調査制度の試行導入について

令和3年6月改正

(令和3年6月14日以降公告分より適用)

名張市の「条件付き一般競争入札運用基準」において、解体工事については、建築物や構造物を構築する工事ではないこと、また、解体工事に伴う産業廃棄物は、マニフェスト伝票によって管理することが義務付けられていることで、不法投棄などを未然に防ぐことができることなどから、最低制限価格を設定していない。しかしながら、過度な低価格での入札が行われた場合、安全対策、労働条件や環境への配慮などについて危惧されることから、履行確認調査制度を試行導入し、経済性に重点をおきながらも、契約の内容に適合した履行の確保に努めるものとする。

## 1 調査基準価格

履行確認調査を行う場合の調査基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、案件ごとに次の方法により算出するものとする。

- (1) 有効な入札数に10分の6を乗じて算定数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を求める。ただし、有効な入札数が5のときは算定数を4とし、5に満たないときは有効な入札数と同数を算定数とする。
- (2) 有効な入札のうち、入札金額の低い順から（1）で求めた算定数分の入札金額を抽出し、平均額（その額に万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を求める。ただし、入札金額の低い順から算定数番目の順位の入札と、その次の順位の入札の金額が等しいときは、算定数に1を加え平均額を求める（同額の入札が他にもあれば、繰り返し算定数に1を加え、平均額を求める。）。
- (3) 前号で求めた平均額に10分の8を乗じて得た額（その額に万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を調査基準価格とする。

## 2 落札者の決定について

落札候補者の入札額が調査基準価格を下回るときは、落札者の決定を保留し、履行確認調査を行う。調査後、名張市入札審査委員会の審査の結果、履行がなされると認めた場合に落札者の決定を行う。審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、その者を落札者とせず、次順位者を落札候補者とする。ただし、次順位者の入札額が調査基準価格を下回るときは、当該次順位者について、上記による手続きを繰り返すものとする。

### 3 調査資料、調査方法

提出資料、調査方法及びそれらの内容については、別紙「名張市解体工事履行確認調査マニュアル」による。

### 4 適用年月日

本制度は、平成 23 年 12 月 1 日から試行導入する。